

意見書案第1号

捕獲されたイノシシの有効活用を神奈川県に求める意見書

野生鳥獣による被害は、農林業に留まらず、生活被害へも及んでおり、拡大傾向にある。特にイノシシによる被害は深刻であり、生息分布の拡大により、農作物被害に加えて人身被害など住民生活への被害拡大が懸念される。

神奈川県内におけるイノシシの有害鳥獣捕獲頭数は、平成28年度に約2,300頭を数え、平成29年度も1,800頭を超えている。

神奈川県においては、かながわ鳥獣被害対策支援センターを平成29年4月1日に設置し、市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行うとともに、平成30年10月に神奈川県イノシシ管理計画を策定し、イノシシによる被害の軽減と生息分布の拡大防止を図っていることは把握している。

大磯町においても、平成29年度に大磯町鳥獣被害防止計画を作成し、被害防止に関する取組みを進めている。

しかしながら、イノシシは、繁殖能力が高く、産子数も多いことから、各自治体の取組みの中心である捕獲による個体数を上回る状況である。

それ故に、各自治体にとって、捕獲したイノシシの処理に対する労力と費用の負担は、多大なものとなっている。

その一方で、捕獲したイノシシの有効活用の一つとして検討された食肉等への利活用については、食品衛生法などの制約や神奈川県内における食肉文化の影響もあり進展しない状況である。

このようなことから、神奈川県内で捕獲したイノシシの活用として、ペットフード化等を図ることで、イノシシの適正処理と地域循環型社会の構築など環境政策に広く寄与するだけでなく、地域の営農意欲の向上と活性化に繋がるものとする。

よって、大磯町議会は、神奈川県に対し、各自治体の枠組みを超えた先導的モデル事業として、神奈川県内に捕獲したイノシシの保冷施設を設置するとともに、レンドリング事業者と連携し、ペットフード化等による有効活用を進めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 関 威 國